

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和52年11月1日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から同年11月2日まで
私は、昭和52年11月1日付けでA社D支社から同社C支社に人事異動により転勤しているものの、43年4月1日付けで同社に入社し現在まで継続して勤務している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社作成の在籍期間証明書、健康保険資格証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に昭和43年4月1日から現在まで継続して勤務していることが確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、A社C支社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和52年11月2日であることが確認できる。

一方、B社作成の在籍期間証明書により、申立人が昭和52年11月1日に同社D支社から同社C支社へ人事異動により転勤したことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間以外の申立人に係る同社支店間の異動による厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び取得日は同一日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支社における資格取得日を昭和52年11月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで
時期は分からないが、亡き父が A 町（現在は、B 市）役場で私の国民年金の加入手続をし、C 納税貯蓄組合を通じて国民年金保険料を納付していた。

それなのに、昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 9 月 10 日に払い出されていることが確認できるものの、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の亡き父は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録から、申立期間当時は国民年金の未加入期間（裁定時に未納期間に訂正）であり、同居している母も同様に未加入期間（裁定時に未納期間に訂正）であることが確認できる。

また、申立人は A 町から住所変更した記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B 市からは、「申立期間当時、C 納税貯蓄組合で国民年金保険料を集金していたか、また、申立期間当時の組織資料が現存するかどうかを確認する文書等は、廃棄のため確認できない。」との回答がある上、C 納税貯蓄組合の元組合長からは、「国民年金保険料の徴収に関する資料は散逸して見つからず、現在は何も分からない。」旨の供述を得ている。

加えて、申立人の亡き父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は、既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から39年3月まで
時期は分からないが、亡き夫がA町（現在は、B市）役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、C納税貯蓄組合を通じて国民年金保険料を納付していた。

それなのに、昭和38年4月から39年3月までの期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその亡き夫の国民年金手帳記号番号は、連番で昭和37年3月30日に払い出されていることが確認できるものの、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の亡き夫も申立期間は未納である。

また、申立人はA町から住所変更した記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B市からは、「申立期間当時、C納税貯蓄組合で国民年金保険料を集金していたか、また、申立期間当時の組織資料が現存するかどうかを確認する文書等は、廃棄のため確認できない。」との回答がある上、C納税貯蓄組合の元組合長からは、「国民年金保険料の徴収に関する資料は散逸して見つからず、現在は何も分からない。」旨の供述を得ている。

加えて、申立人の亡き夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は、既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年8月まで

社会保険業務センター（当時）から、国民年金の加入記録はあるものの納付記録が無い、との回答があった。

私は、当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続のためA市役所へ自分で出向き、国民健康保険の手続をし、年金手帳にも資格取得日が記入されている。領収金額が記載された領収書控えは無いが、当時金融機関の職員が自宅に集金に来ていたので、母に頼んで国民年金保険料を納付したという記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年3月ころに私が、A市役所で国民年金の加入手続をした。」と主張しているものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成元年4月6日以降であることが確認できることから、その時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、B年金事務所において国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できなかった。

さらに、A市では、「申立期間において国民健康保険の加入記録はありません。加入記録は平成元年5月1日取得です。」と回答していることから、申立期間において国民健康保険の加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から32年6月まで（日付不詳）

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間について、A社の本社採用となり、その後、A社B地方出張所の営業社員として元同僚と共に勤務していたはずなので、申立期間をA社の厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び提出資料から、申立人が申立期間ころA社B地方出張所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は、昭和30年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち同年4月から同年10月までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間当時のA社本社の元社員三人は、「A社にB地方出張所があった。」とし、そのうち一人は、「A社の地方出張所の営業社員は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることから、A社では採用と同時にすべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は昭和33年7月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に他界していることから、当時の状況を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に勤務していたとする元同僚の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 (日付不詳) から 41 年 9 月 20 日
まで

社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、昭和 40 年 10 月ころに A 町 (現在は、B 市) にある C 社 (現在は、D 社) に入社し、運転手をしていた。同社に勤務していたときは、厚生年金保険とセットで健康保険料も引かれていたし、実際に病院で保険証を使った記憶もある。それにもかかわらず、同社において厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できない。

当時、一緒に勤務していた同僚等の名前を挙げるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚 3 名の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が C 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時における申立人の勤務実態等について、現在の D 社では、「申立期間当時の関係資料が保管されていないため、申立人の在籍、厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明である。なお、当社では、6 か月の見習期間を設けており、申立期間当時も数か月程度の見習期間があったものと考えられる。」と回答している上、前記の元同僚のうち 1 名は、「当時の会社では、だいたい 3 か月から 6 か月くらいの見習期間があった。私も、最初のうちは厚生年金保険に入れてもらえなかった。」と供述していることから、当該事業所では、採用時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、昭和 38 年 7 月 20 日に雇用保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和 40 年 9 月 2 日に国民年金の強制被保険者資格を新規取得し、申立期間の一部を含む 40 年 9 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人が名前を挙げた元事業主及び元経理担当者は、既に他界している上、前記の元同僚 3 名も、「会社がどういう人を厚生年金保険に入れていたか分からない。」、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述しており、当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月28日から同年12月30日まで
A社で勤務した厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨の回答を受けた。
私は、友人の紹介でA社に勤めることになり、その際、健康保険、厚生年金保険、失業保険に加入し雇用された。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚2名の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は平成9年10月1日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は他界し、その後任の元事業主は、「当社は、平成10年に廃業しており資料が一切残っていない。当時の事務担当者は他界しており、申立人の雇用関係を確認できない。雇用期間が短期間であるため、どのような雇用形態か不明である。」と供述している。

また、申立人は、「30人くらい従業員がいた。」と供述しているが、申立期間において厚生年金保険に加入している従業員は12名であることから、当該事業所では、採用時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が元同僚として名前を挙げた4名のうち1名は、「社会保険の取扱い及び社会保険料の控除等については、覚えていない。」とし、他の3名は他界又は所在不明であり、関係資料及び証言を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿

を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。